

中小企業の会計処理による保証料率割引の取扱いについて

全国統一制度として実施している「中小企業の会計処理による保証料率割引」のうち、「中小企業の会計に関する基本要領（以下、会計要領割引といいます）」に基づく保証料率割引につきましては、平成29年3月31日をもって終了となることになりました。

当協会においては、経過措置として平成29年6月30日まで取扱期間を延長いたします。

また、会計参与設置企業および公認会計士・監査法人の監査報告書提出企業についての保証料率割引につきましては、これまでどおり継続となります。

記

1. 会計要領割引の取扱期間

平成29年6月30日（当協会の保証申込受付分）まで
（割引の対象、確認書類等に変更はございません）

2. 会計要領割引の取扱期間終了後の取扱い

平成29年7月1日以降の「中小企業の会計処理による保証料率割引」については次のとおりとなります。

一括支払契約保証制度を除く保証について、次のいずれかの書類を提出した中小企業者について、0.1%の保証料率割引を行います。

ただし、個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は対象となりません。

- （1）会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類。
- （2）公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し。

以上